

種目「公園緑地等管理」のインセンティブの評価項目が追加されます！

財政局契約第二課が発注している種目「313：公園緑地等管理」のうち、一部の公園緑地等維持業務委託及び街路樹維持業務委託においては、令和4年4月から業務の品質向上を図ることや、検査時の評定の根拠の明確化を目的とし、「評定基準」に基づく採点や評定を実施しています。

この度、種目「公園緑地等管理」について、優良な事業者を適正に評価し、品質の向上を図ることを目的として、従来の評価項目「災害協力事業者名簿登載事業者」、「横浜型地域貢献企業認定事業者」に加え、「評定点」を評価項目とするインセンティブ発注を導入しますので、お知らせします。

1 概要

導入内容	
対象契約 (入札方式)	財政局契約第二課において契約手続きを行う一般競争入札（条件付）により落札者を決定する委託契約
対象種目及び 対象格付等級	種目「公園緑地等管理」のうち、格付等級が「A」の案件
インセンティブ 評価項目 <u>(追加分)</u>	<p>【評価項目】</p> <p>公告で示した期間内に履行を完了した契約で、種目「公園緑地等管理」に係る評定結果通知書における評定点の最高点が、本市で定めた基準点以上の者であること</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評定点とは、「公園緑地等維持業務委託評定基準」及び「街路樹維持委託評定基準」に基づき採点された点数を指します。 <u>基準点は、事業者の評定実績や発注状況等に応じて、変動することがあります。</u> 令和7年度の導入開始前に改めて基準点についてはお知らせします。 部分検査を行った場合は、当該案件における検査ごとの評定点の平均を、評価項目となる評定点として取り扱います。
公告内容	<p>【入札参加資格 その他】</p> <p>評定点を使用したインセンティブ発注の対象となる案件には、公告の入札参加資格「その他」欄に記載します。</p>
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 発注情報詳細【入札参加資格 その他】(例) 「令和5年4月1日～令和7年3月31日までの間に履行を完了した種目「公園緑地等管理」に係る評定結果通知書における評定点（部分検査を行った場合は当該案件における検査ごとの評定点の平均）の最高点が80点以上の者であること。」 株式会社Aの評定保持状況 (例) ①「■■街路樹維持業務委託」（部分検査2回実施）

	<p>履行期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日 前期部分検査：82点 後期部分検査：79点（平均：80.5点） ②「▲▲公園維持委託」（完了検査のみ実施） 履行期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日 完了検査：78点 ③「●●公園維持委託（その5）」（部分検査2回実施） 履行期間：令和6年8月1日～令和6年12月31日 前期部分検査：77点 後期部分検査：83点（平均：80点）</p>
	<p>・株式会社Aの入札参加資格の有無の判断（例）</p>

- ・保持する評定のうち、②、③が対象期間内に履行完了した契約。
- ・株式会社Aが対象期間内に履行完了した契約のうち、最高点は③：80点（②：78点 < ③：80点）
- ・基準点は、「入札参加資格 その他」に記載のとおり、「最高点が80点以上」のため、入札参加資格を満たしている。

2 実施時期

令和7年6月以降に開始する予定です。導入時期に、改めて「ヨコハマ・入札のとびら」のホームページにてお知らせします。

3 Q&A

Q 1. 基準点を超えて評定点が、格付等級が「B」や「C」で発注された案件において採点されたものでも、入札参加資格を満たすことになりますか。

A 1. 基準点以上の点数であれば、採点された案件の格付等級は問いません。

Q 2. 格付等級「B」及び「C」では、評定点を用いたインセンティブ発注を行わないのですか。

A 2. 格付等級が「B」及び「C」の案件は対象外です。対象範囲の拡大については、状況をみて検討してまいります。

Q 3. 当初契約した際は、履行期間が対象期間内でしたが、履行期間の延長や履行遅延等で実際に履行を完了した日が対象期間外となった場合に、その案件の評定点は適用されるでしょうか。

A 3. 評定点が適用される案件は、契約上の履行期間を問わず、対象期間内に履行を完了しているものに限ります。

財政局契約部
 契約第二課委託契約係
 045-671-2186